

第105回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 令和元年7月23日（火）16:00～17:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

濱口 伸明（神戸大学経済経営研究所所長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、
大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：阿向国勢統計課長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 国勢調査の変更について

5 概 要

○ 7月18日開催の第139回統計委員会において前回部会の審議状況について報告した際の委員長からの意見を共有した後、前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者からの追加説明を踏まえて審議を行った。その後、審査メモに沿って、「調査方法の変更」のうち「調査世帯一覧及び調査区要図の一部変更」から「第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況について」まで審議を行った。

○ 審議の結果、削除する集計事項の一覧や削除の具体的な判断基準等について、次回部会において調査実施者から説明することとされたほか、一部事項については、現在、調査結果を取りまとめ中の第3次試験調査の結果を踏まえ最終確認が必要とされたものの、現時点では、変更内容はおおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会で整理報告が求められた事項に係る再審議

ア 「住宅の建て方」を把握する調査事項の変更関係

- ・ 高齢者の住居については、例えば、有料老人ホームや高齢者サービス住宅のような社会福祉施設と共同住宅の中間的な施設が、「住宅の種類」の区分上、どれに分

類されるのか等、明確な定義づけをし、将来的には分類を新設した上で把握することが政策として重要ではないか。

- 個々の建物の状況を確認し、社会福祉施設かどうかを判断することとしている。高齢者の住居を詳細に把握することについては、調査の継続性や調査票紙面の制約の問題のほか、本調査のような大規模調査において、厳密な定義に沿って住居を判別できる専門性を持った調査員の確保が困難という面があることをご理解いただきたい。
- 住居の定義についての説明は「調査票の記入のしかた」で具体的に記載されると思うが、現行以上に詳細な区分設定を国勢調査における課題とすることは難しいと考える。多様化している老人福祉関連施設の実態については、別途、施設調査で把握することを検討した方がよいのではないか。

イ 「教育」の状況を把握する調査事項の変更関係

- ・ 試験調査に併せて実施したアンケートのうち、「教育」の状況に関する結果について、「記入しにくい」とする人の2割程度が、「調査票の記入のしかた」で各学校の種類について説明しているにもかかわらず、「どの学校にあてはまるのかわからない」としている。このような実態を踏まえ、どのように改善を図るつもりなのか。
 - 調査票を見てすぐに分かるようにすることが最も望ましいが、それが分かりづらいものならば、「調査票の記入のしかた」やFAQ、コールセンター等も活用しながら、十分な説明を行っていきたいと考えている。
 - 「調査票の記入のしかた」を見ても、数多くある学校の種類の中から該当するものを自分で探して記入しなければならないところに改善の余地があるように思われるため、工夫をお願いしたい。
 - 調査実施まで引き続き検討していきたい。

ウ 調査方法の変更関係

- ・ 調査では、督促はどの程度行われるのか。
 - オンライン、郵送、調査員のいずれの方法によっても回答が得られない場合には、調査員による督促を行い、それでも回収できない場合には、聞き取り調査となる。単身世帯や共同住宅に多い若年層にどのようにアプローチするかが重要であり、オンライン調査を導入しても状況が抜本的に改善する訳ではないため、何らかの工夫が必要と認識している。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更（調査世帯一覧及び調査区要図の一部変更）

- ・ 統計調査員、指導員にとって記入負担が重いという意見も聞いており、分かりやすく改善していただくことについては、良いことと考えている。
- ・ 調査世帯一覧及び調査区要図の一部変更については、特段の意見等もないため、適当と整理したい。

(3) 報告を求める期間の変更

- ・ 前回調査と比べ、余裕を持って作業が出来るよう、改善されていると考える。
- ・ 報告を求める期間の変更については、特段の意見等もないため、適当と整理したい。

(4) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

- ・ 調査事項の削除に伴うものだけではなく、集計の組替え等により削除となる集計事項はあるのか。
 - 利活用実績を踏まえ、e-Statへのアクセス数が少ないものや他の集計表で把握可能なものについては、削除の対象としている。必要があれば、二次利用制度も活用して頂きたいと考えている。
 - 全ての統計利用者のニーズに対応することは困難なため、削除はやむを得ないものとする。
 - 具体的にどの集計事項を削除するのか、また、削除の根拠としたe-Statへのアクセス数等のバックデータを次回部会で提示してほしい。
- ・ 高齢者層の人口が増えている中、高齢者の生活実態を把握することが重要と思われるため、年齢階級区分について、85歳以上という区分を標準とせず、85歳から89歳までは5歳階級区分により表章を行うことを1つの標準とすることについて検討してほしい。
 - 年齢階級については、集計表によって扱いが異なり、ある程度の該当数がある場合には、100歳あるいは110歳まで各歳別に表章している。5歳階級区分による表章については、85歳以上で区切っている表も多いが、細かいクロス項目でなければ、110歳まで5歳階級別に表章しているものもある。
 - 結果表によっては、クロス項目との関係で該当数が少なくなるなどの事情もあり、現時点でどこまで対応するのかの判断は難しい面があると思う。人口学的には「85歳以上」で区切るのも1つの目安と考えるが、高齢化が進んでいることも踏まえ、引き続き検討をお願いしたい。

(5) 前回答申における今後の課題への対応状況について

- ・ 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託については、報告者が、マンションの管理人や老人ホームの管理者が個人情報をもたれ洩すことを懸念して強い抵抗感を持つのではないかと懸念している。また、老人ホームの管理者などは、入居者の個人情報をある程度把握していることから、勝手に調査票に記入して提出してしまうということもあり得るのではないかと懸念している。
 - プライバシーの問題に関しては、例えば、回収用の封筒の中に挿入用の調査票を封入するための封筒を用意しており、これに調査票を入れて糊付けして提出することとしていることから、マンションの管理人であっても、糊付けされた封筒を開け

て中身を確認するという事はないと考えている。このように秘密保持については、万全を期したいと考えている。

また、社会福祉施設の入居者への対応については、かなり高齢の方であれば、施設の職員がサポートしながら記入する方がうまくいくケースもあるし、少し年齢が低い高齢者であれば、自ら調査票に記入してもらった方がよいというケースもあり、現場の状況に応じて対応していただきたいと考えている。

→ 調査員業務の委託に当たっては、倫理上の観点から、一律に念書を取るというような対応を取っているのか。管理人等への委託は、オートロックマンションなど面接困難な世帯への対応策としては非常に有効ではあるが、一般の統計調査員とは性質が異なるという点を踏まえて、その位置づけについては、改めて整理する必要があるように思う。

→ 業務委託された管理会社の職員等であっても、調査を通じて知りえた事実についての秘密保持義務を有するという統計法上の位置づけは一般の統計調査員と変わりはなく、この点に関し、調査員説明会等において、十分に教育していくことが重要と考える。

- ・ オートロックマンション等については、管理会社に調査員業務を委託した方が、円滑に調査が進むと考えているが、実際には引き受けてもらえないケースも多く、コンプライアンスの問題もあるので、引き続き、委託制度を拡充してほしい。

(6) 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

- ・ 特にオンライン調査では、広報は調査前に行うよりも、調査実施期間中に行う方が効果が高いと考えられるので、そのような工夫を行うことが必要である
- ・ 若年者層への対応として、どのような広報が有効かについて、若年者層からの意見把握を行うことも重要ではないか。
- ・ オンライン調査の促進の意義として、コスト削減や結果公表及び政策への反映までの期間短縮等のメリットがあり、これらのことに国民1人1人が貢献できるという事を十分に広報することが重要と考える。
- ・ 調査員業務の委託については、一般の統計調査員とは異なる方法を取ることもあり、引き続き制度の改善に向けて取り組むよう、今後の課題として指摘する方向で考えた。また、今回、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布するよう変更することとしているため、その効果に関する分析・検証結果を踏まえ、次回の調査に向けて更なる検討・見直しを行うよう、今後の課題として指摘したいと考えている。

6 今後の予定

次回部会は令和元年9月2日(月)14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、8月29日(木)に開催予定の第140回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)